

# 選挙運動用自動車の設備外積載許可申請について

- 1 選挙運動用自動車に看板等を取り付ける場合は、「設備外積載許可申請書」を志布志警察署に提出し、許可証の交付を受けてください。

**申請者は、運転者となります。**運転者が複数いる場合は、運転者の代表者が申請者となります。選挙運動用自動車に取り付けた看板等は、許可を受けた後も、立候補届出が受理されるまでの間は、布や紙等で隠して走行してください。

- 2 申請日等については、次のとおりです。

- (1) 申請日時

期日 月曜日から金曜日（休日、年末年始を除く）

時間 午前9時から正午まで 及び 午後1時から午後4時まで

- (2) 提出先

**志布志警察署**

- (3) 許可証交付について

許可証は原則即日交付となりますが、申請書等の補正が必要となる場合がありますので、選挙運動期間まで余裕を持って申請してください。

- 3 申請時に必要な書類等

別紙参照

- 4 注意事項

看板等を選挙運動用自動車に溶接等により直接固定することは、車体の形状の変更に当たり、運輸支局の構造等変更検査を受けなければなりませんので注意してください。

## ※ 道路交通法の規格

高さ・・・地上より3.80メートル以内

幅・・・車の車幅を超えないこと。

長さ・・・車の長さの1.1倍の長さ。

## < 設備外積載許可の申請要領 >

### 1 申請先

「出発地」を管轄する警察署となります（交番及び駐在所は不可）。

- ※ 「出発地」は、選挙用自動車に実際に看板等を設置し、運転を開始する場所となります。選挙事務所以外の場所（自動車整備工場等）で看板等を取り付ける場合は、同所が出発地となります。

### 2 必要書類（全て2部提出）

#### (1) 設備外積載許可申請書

- ※ 申請書は、最寄りの警察署若しくは県警ホームページから取得可能
- ※ 記載要領は、裏面参照
- ※ 訂正がある場合は、二重線等により訂正してください（訂正印不要）。

#### (2) 運転免許証の写し

- ※ 申請時に運転免許証を提示可能な場合は、写しの添付は不要です。
- ※ 運転者が複数の場合は、全員の写しが必要となります。
- ※ 住所変更等により運転免許証の裏面に記載がある場合は、必ず、裏面の写しも添付してください。

#### (3) 運転者一覧表（運転者が複数の場合のみ）

- ※ 一覧表は、運転者の住所、氏名、免許の種類及び免許証番号（16桁）を記載してください。
- ※ 運転免許証の写しを全員分添付することで、一覧表に代えることも可能です。

#### (4) 自動車検査証の写し

- ※ 申請時に自動車検査証を提示可能な場合は、写しの添付は不要です。
- ※ 許可期間内に車検の有効期間が終了する場合は、新しい自動車検査証の発行を受けた後、速やかに写しのみ警察署へ提出してください。

#### (5) 積載図

- ※ 記載要領は、記載例参照
- ※ 積載図を添付することに代えて、看板等を積載した状態で車両の正面及び側面を撮影した写真に、看板等及び車両の寸法を記載して提出することも可能です。

#### (6) 運行経路図

- ※ 「出発地」（看板等を設置し、運行を開始する場所）と「目的地」（看板等を撤去し、運行を終了する場所）を記載し、その間の「経由地」（選挙区等、運行する路線及び範囲等）を記載してください。

### 3 留意事項

- (1) 設備外積載許可は書類審査により行うため、警察署への車両持ち込みは不要です。

- (2) 設備外積載許可は、道路交通法による許可となります。

選挙運動用自動車に取り付ける看板の大きさや、照明設備の設置、使用可能な車両等については公職選挙法による規定がありますので、選挙運動用自動車について不明な点がある場合は、必ず選挙管理委員会へ問い合わせの上、設備外積載許可の申請は行ってください。

- (3) 許可証は、原則、即日交付となりますが、申請書等の補正が必要な場合もあるため、選挙運動期間まで余裕を持って申請をお願いします。

- (4) 申請に関し、不明な点がある場合は、申請先の警察署に問合せしてください。

# 選挙運動用自動車に関する設備外積載許可の記載例

第1号様式（第8の1の(1)関係）

制限外積載  
設備外積載  
荷台乗車

許可申請書

実際に警察署へ書類を提出する日付を記載

令和〇年〇月〇日

鹿児島中央 警察署長 殿

出発地を管轄する警察署名を記載（選挙区外となる場合もあります。）

住所 鹿児島市鴨池新町10番1号  
申請者 氏名 鹿児島 太郎

- 申請者は立候補者ではなく車両の運転者となります（住所も事務所ではなく運転者の住所）。
- 運転者が複数の場合は「主たる運転者」を記載
- 押印不要
- 訂正がある場合は二重線等により訂正を行うこと（押印不要）。

申請者の免許の種類 中型一種 免許証番号 961234567890

車両の種類 普通 番号標に表示されている番号 鹿児島400こ1234

車両の諸元	長さ	幅	高さ	最大積載重量
	4.17 m	1.77 m	1.61 m	350 kg

自動車検査証のとおりに記載する（「車両の種類」は「自動車の種別」欄に記載）。

運搬品名 看板

制限を超える大きさ又は重量	長さ	幅	高さ	重量
	m	m	m	kg
制限を超える積載の方法	前	後	左	右
	m	m	m	m

選挙運動期間中に限らず、実際に看板等を積載し、取り外すまでの運転期間を記載

設備外積載の場所 荷台に載せる人員

屋根

運転の期間 令和3年7月1日から 令和3年7月25日まで

運転経路	出発地	経由地	目的地
	鹿児島市鴨池新町	鹿児島市内一円	鹿児島市中央町
	通行する道路 国道、県道、市道等		

第 号 制限外許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件

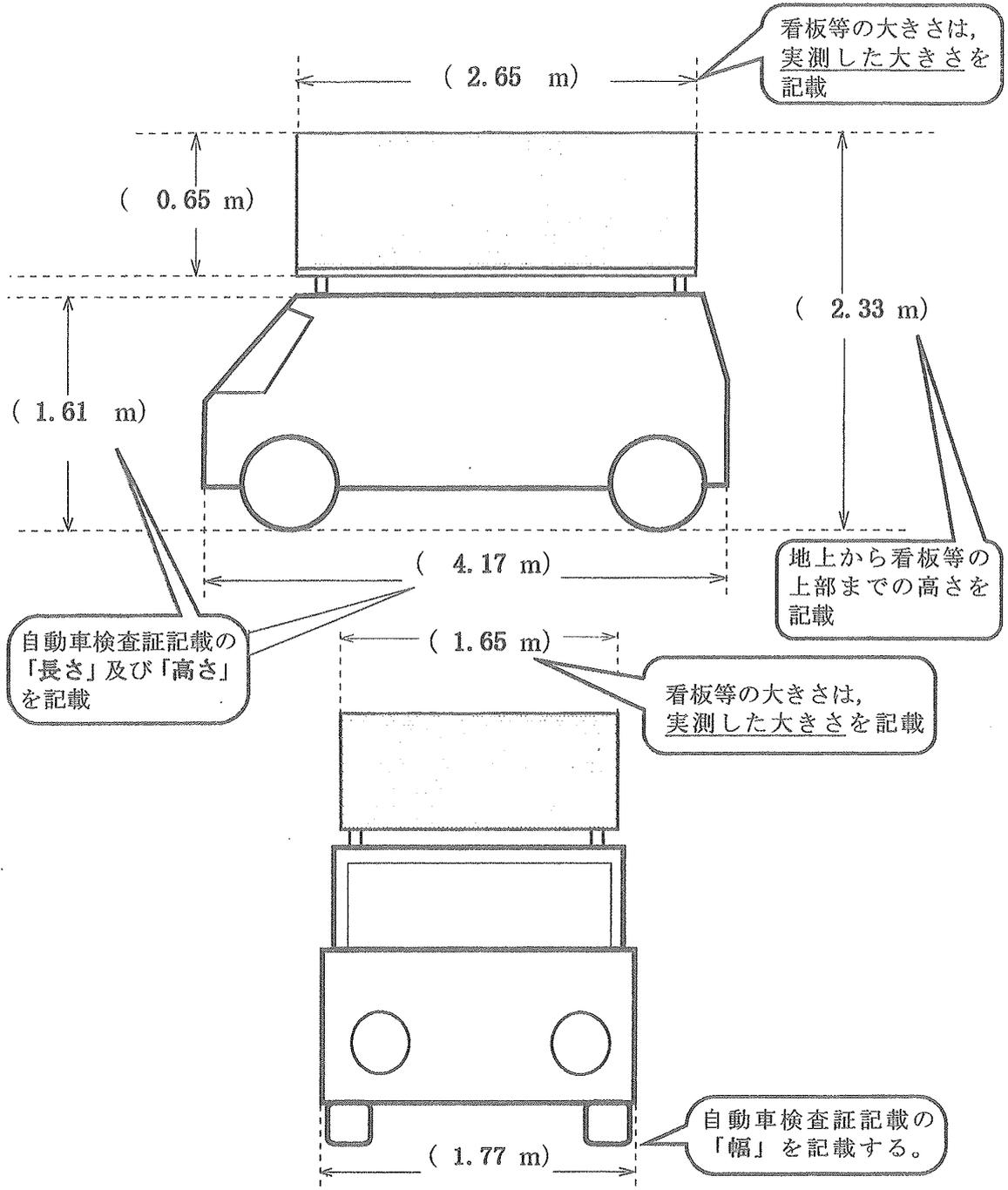
年 月 日

警察署長 印

出発地～看板等を取り付けた状態で運転を開始する場所  
経由地～選挙運動を行う場所（選挙区）  
目的地～看板を取り外して運転を終了する場所

考 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。  
※ この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に鹿児島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に鹿児島県を被告として（代表者は鹿児島県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があった事を知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

## 看板等積載図の記載例



### ※ 注意事項等

この設備外積載許可は、道路交通法による許可となります。

選挙運動用自動車に取り付ける看板の大きさや、照明設備の設置、使用可能な車両等については公職選挙法による規定があります。選挙運動用自動車について不明な点がある場合は、必ず選挙管理委員会へ問い合わせの上、設備外積載許可の申請は行ってください。

※ 積載図を添付することに代えて、車両の側面及び正面を撮影した写真に看板等及び車両の寸法を記載して提出することも可能です。